

広報家畜衛生

平成28年4月28日 発行
 徳島県家畜防疫衛生センター
 徳島家畜保健衛生所
 〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
 TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
 阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
 TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

ゴールデンウィークにおける 口蹄疫、鳥インフルエンザの 侵入防止徹底に努めましょう！

我が国での口蹄疫の発生は、平成22年の宮崎県での発生以来確認されておりませんが、韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫の発生が続発しています。特に韓国では本年1月以降、豚で21件の発生が確認されています。

また、高病原性鳥インフルエンザについても、台湾、韓国、中国などの近隣諸国で多数発生が確認されています。台湾では今年1月以降、H5N2、H5N3、H5N8と3種類の亜型が流行し、合わせて25件も発生しています。韓国では、今年の3月、4月に1件ずつH5N8の発生がアヒルや地鶏で発生しています。

ゴールデンウィークを迎えるにあたり、海外への渡航者及び海外からの入国者が増加し、我が国への家畜伝染病の病原体が侵入・まん延するリスクが高くなると考えられます。

畜産関係者の皆様方におかれましては、従来の防疫対策に加え、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛していただき、渡航する場合には、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

☆ 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場・農場・と畜場等の畜産関係施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触をさけること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官（動物検疫所の職員）の指示を受けること。

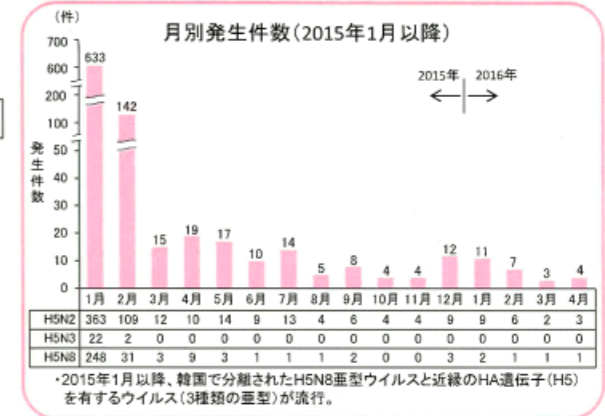
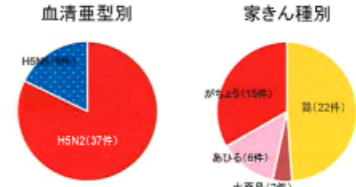
☆ 帰国後の留意事項

- ① 帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。
 ※やむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処理を講じた上で立ち入ること。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。

海外における発生状況について

台湾の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況

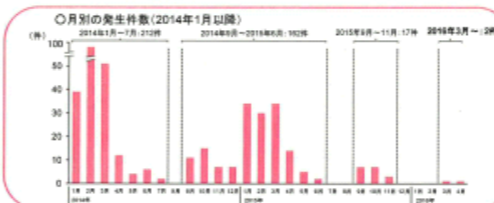
発生件数(2015年10月以降): 45件※



※ OIEに報告された発生件数。なお、台湾当局発表の発生件数は、N亜型が未確定のウイルスによる発生等も含まれているため、本件数と一致しない。
 このほか、台湾当局発表情報(2015年12月28日時点)では、新北市において発生が確認されている。

出典: OIE、台湾行政院農業委員会動物防疫検疫局
 2016年4月19日現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生状況(2016年3月)



韓国における口蹄疫の発生状況(2016年1月以降)



○週別の発生件数(2016年1月以降)

	1/1~	1/8~	1/15~	1/22~	1/29~	2/5~	2/12~	2/19~	2/26~	3/4~	3/11~	3/18~	3/25~
発生件数	0	2	0	0	0	0	2	1	0	2	8	5	1
発生地域	-	全北	-	-	-	-	忠南	忠南	-	忠南	忠南	忠南	忠南

(参考)2014年~2015年の口蹄疫の流行(O型)
 ・2014年7月~2015年4月: 188件(牛5件、豚183件)
 忠清南道(70件)、京畿道(56件)、忠清北道(36件)、江原道(11件)、慶尚北道(10件)、仁川広域市(2件)、釜山特別自治市(2件)、慶尚南道(1件)

水際対策の徹底について

農場での衛生対策が一番重要ですが、海外からのウイルス等の持ち込みという意味では、動物検疫所等の検疫も重要です。
現在行われている、**動物検疫所の対応**をお知らせします。

動物検疫所では、**家畜防疫官を402名、検疫探知犬も20頭**に増やし、畜産物の不正持込等の摘発を強化しています。

空海港では、家畜伝染性疾病の発生状況について、多国語のポスターを掲示し、靴底消毒や車両消毒の実施への協力をお願いしています。



○靴底消毒

海外からの旅客便が到着する全ての空海港において、靴底消毒を実施しています。

畜産農家などの畜産関連施設・生鳥市場等へ立ち入ったり、家畜に接触した方には、税関検査場内の動物検疫カウンターに立ち寄っていただくことになっています。

土等が付着した靴などをバッグ等に収納して持参される場合も、動物検疫カウンターに立ち寄っていただきます。

○車両消毒

日本に到着するフェリーに積載され、上陸する車両について消毒を行っています。

○畜産物の日本への持ち込み

肉製品や動物由来製品のほとんどは、日本へ持ち込むことができません。
動物検疫所では家畜の病気の発生国から持ち込みできなかった肉製品について病原学的検査を実施しています。

モニタリング検査結果（動物検疫所のHPより引用）
検査対象：中国・韓国・台湾・フィリピン等の鶏肉等143検体
検査機関：平成27年6月～平成28年3月

持ち込みできなかった肉製品からのウイルス分離状況
平成27年6月～平成28年3月

搭載国	畜肉種	分離ウイルス(株数)
中国	あひる肉	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)
	鶏肉	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)



その結果、**鳥インフルエンザウイルスやニューカッスル病ウイルスなどが検出されています。**このため、農林水産省は関係国政府機関、航空会社等に情報提供して、引き続き、携帯品による不正持ち込みの防止を強く要請していきます。

近隣諸国において、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています。これらの疾病の発生を防ぐため、飼養衛生管理基準の遵守について、引き続きよろしく願います。

1. **異常家さんの早期発見、早期通報にご留意ください。**
家畜の日常の健康観察を徹底し、鳥インフルエンザや口蹄疫を疑う症状があれば、**直ちに通報**してください。

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

2. 野鳥や小動物の畜舎等への侵入防止しましょう。
3. 農場の出入り口・周辺での消毒を徹底してください。
4. 農場は原則、立入禁止とし、出入りした場合は、人・車両の記録をしましょう。
5. 当所からの広報など疾病の関係情報収集に努めてください。
6. 台湾・韓国・中国など発生国への不要不急の旅行は自粛してください。

関係者全員が一致協力し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の発生防止に努めましょう！